

♡ 要点まとめ（第25回_社会保障） ♡

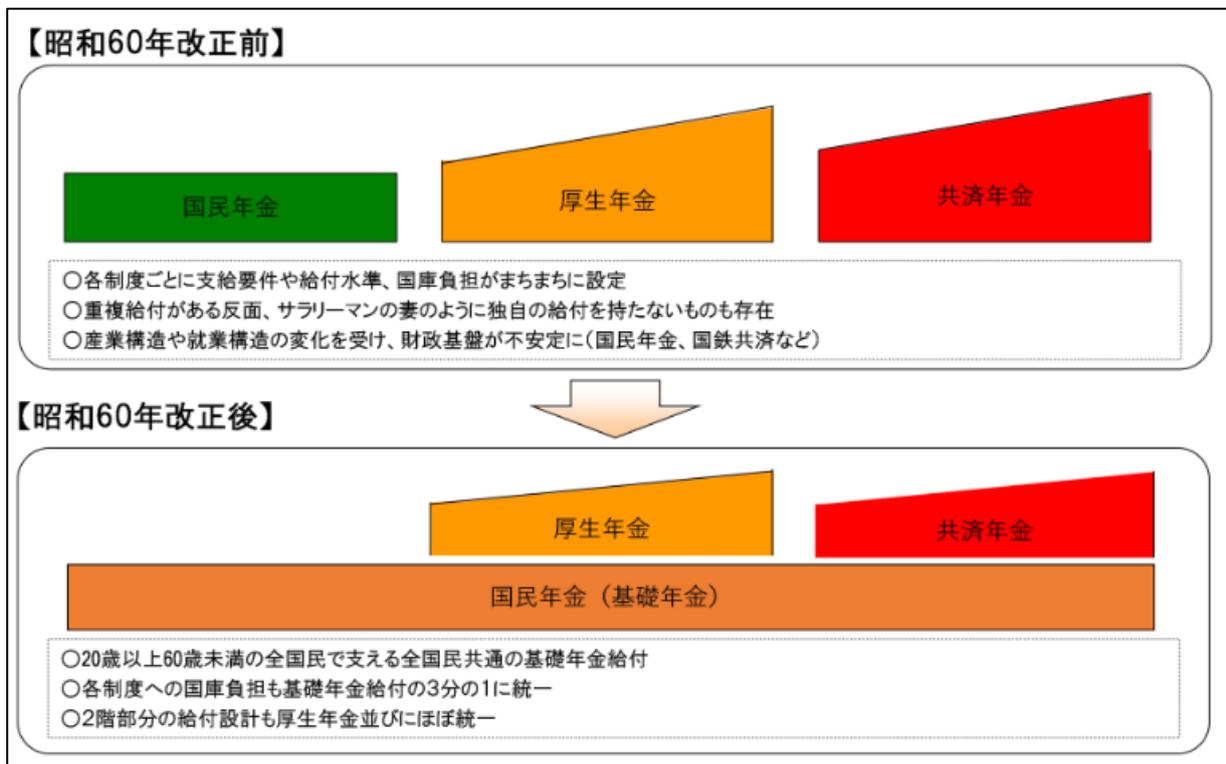
● 社会保障制度の歴史（問題 49） 国試ナビ（社 2023） P.358~/（社 2024） P.364~/（社 2025） P.374~ ♡
（足りないところは書き込みましょう♡）

⇒戦前～戦後での社会福祉施策全体の流れを押さえておくと整理しやすい♡

- 1922年 健康保険法（医療保険制度） start ♡
- 1958年 国民健康保険法 改正
- 1959年 国民年金法 制定
- 1961年 国民皆保険&皆年金 start ♡（⇒職業別を軸にした複数の制度のどれかに全国民が加入 ♡）
- 1973年 1月 “福祉元年” 予算成立
 - 1日 改正老人福祉法の施行 ⇒ 老人医療費の（実質）無料化
 - 10月1日 改正健康保険法の施行（高額療養費制度 start ♡）
 - 6日 第4次中東戦争勃発 ☠️（そしてオイルショック…）
- 1982年 老人保健法 制定 ⇒ 老人医療費の1割自己負担 復活
- 2000年 介護保険法 施行
- 2008年 高齢者医療確保法 施行（老人保健法 廃止） ⇒ 後期高齢者医療制度 開始

● 基礎年金制度（問題 49）

⇒職業によってばらばらだった年金制度が、1986年に統一されました ♡



♡厚生労働省のホームページから抜粋しましたが、めちゃくちゃわかりやすい資料だったので一度目を通してみることをおすすめします♡！
（大体の流れをざっくり理解する程度に読めばOK ♡）

●1950年勧告（問題49）国試ナビ（社2023/2024/2025）P.25🔍🌟

⇒🧐「どんな文書なの？」

🧐「社会保障そのものについて定義した文書だよ！」

社会保障制度とは…「全国民が文化的成員たるに値する生活を営めるようにするもの」

具体的には、

①困窮の原因（疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子 etc…）

⇒これらに対しては、保険的方法 or 公の負担で経済保障をする

困窮に陥るかもしれないリスクに対し、社会保険制度で貧困に陥ることを防ぐ（≒防貧機能）

②生活困窮に陥っている人に対しては、国家扶助での最低限度の生活保障、公衆衛生及び社会福祉の向上

すでに困窮状態にある場合は生活保護制度（+α）で生存権を保障する（≒救貧機能）

〔おまけ情報〕

*狭義の社会福祉：社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生及び医療、老人保健

*広義の社会保障：👉+恩給、戦争犠牲者援護

●社会保険と社会扶助（問題50）国試ナビ（社2023/2024/2025）P.24🔍🌟

⇒財源の違いと5つの社会保険を覚えておけばOK🧐

社会保険（メインの財源は**保険料**）※要件に当てはまる人は全員**強制加入**

受給要件：**事前の保険料納付**

種類：年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険、介護保険

社会扶助（メインの財源は税金）

受給要件：それぞれの制度に規定あり

種類：5つの社会保険制度以外の福祉制度

●社会保険制度の費用負担（問題50、55）国試ナビ（社2024）P.208/（社2025）P.36🔍🌟

⇒第26回問題50を…🔍🌟

●医療保険（問題51）国試ナビ（社2023/2024）P.34~/（社2025）P.42~🔍🌟

⇒第26回問題51を…🔍🌟

●年金（問題51、55）国試ナビ（社2023）P.52~55/（社2024）P.54~57/（社2025）P.60~63🔍🌟

⇒第26回社会保障の要点まとめ1~2枚目を…🔍🌟

●労災保険（問題53、54）国試ナビ（社2023）P.56~/（社2024）P.58~/（社2025）P.64~🔍🌟

⇒第26回問題53を…🔍🌟

●労災と健康保険（問題53）

⇒**どちらかしか使えない**🧐

- ・業務中や通勤中のケガや病気…労災
- ・業務中や通勤中以外のケガや病気…健康保険